富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第５３２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年１２月１９日

各社会福祉法人　代表者　様

（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について

日頃より、各市町村福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より平成３０年１２月１４日に発出されました事務連絡について下記のとおりお知らせします。

事務連絡では、感染性胃腸炎の患者発生は、例年12 月の中旬頃にピークとなる傾向がありますが、この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特にノロウイルスによる集団発生例が多く見られています。ノロウイルス食中毒においては、平成28年の食中毒詳報から得られた結果によると約８割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認といった、調理従事者の衛生管理の徹底が予防対策として重要ですので、下記文書を参考に、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようにお願いします。

なお、関係資料につきましては、本メールで添付ファイルとしてお送りするほか、大阪府　福祉人材・法人指導課及び、南河内広域事務室　広域福祉課のホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

記

**１　通知文書等**

**①「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について」**

（平成３０年１２月１４日厚生労働省４課連名文書）

**②「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」（上記①通知文中の別添文書）**

（平成３０年１２月５日厚生労働省健康局結核感染症課、

医薬・生活衛生局食品監視安全課文書）

**③「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（上記①通知文中の参考資料）**

（平成１９年１２月２６日厚生労働省４課連名文書）

**④「ノロウイルスに関するＱ＆Ａ」（上記①通知文中の参考資料）**

**２　通知文書及び関係資料登載ＨＰアドレス**

大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html>

南河内広域事務室　広域福祉課ホームページ（近日掲載予定）

【社会福祉法人等への通知文書等（平成30年度）】

<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/15.html>

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　社会福祉法人担当  住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  T E L：０７２１－２０－１１９９  F A X：０７２１－２０－１２０２  Mail: k-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp |